

令和3年

第3回3月定例教育委員会議事録

令和3年3月26日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招集日 令和3年3月26日
 - 開会時間 午前10時00分
 - 閉会時間 午前10時50分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
 - 令和3年第2回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
 - 今回議事録の署名委員 高野 英機 委員
 - (2) 議事
 - 第8号 小学校・中学校管理職員等の人事について
 - 第9号 教育委員会事務局職員の人事について
 - 第10号 令和3年度学校医の委嘱について
 - 第11号 令和3年度大野城市教育振興基本計画について
 - 第12号 大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第13号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
 - 第14号 乙金配水地上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第15号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 第16号 大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の一部を改正する規程の制定について
 - 第17号 大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」支援人材バンク設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - (3) 教育長報告 なし
 - (4) 報告
 - ①令和3年度入学式の開催方法について
 - ②公益財団法人大野城市体育協会の名称変更に伴う市例規の改正について
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告（2月～3月分）
 - ②令和3年度入学式のご案内
 - ③3月定例議会 一般質問の概要について
 - ④教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長 神埼 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江
教 育 政 策 課 担 当 大楠 和美
- 7 会議の書記 教 育 政 策 課 担 当 大楠 和美

午前10時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより令和3年3月定例教育委員会を開会いたします。
傍聴の申出はありません。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

それでは、議事録の承認です。
前回の2月定例会にて高木委員さんをお願いしておりましたので、お願いします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、高野委員さんをお願いいたします。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

次回の委員会にて御署名をお願いいたします。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速ながら、議事に入らせていただきます。

〔第8号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について〕

〔第9号議案 教育委員会事務局職員の人事について〕

○吉富教育長

第8号議案及び第9号議案は人事案件ですので、これを非公開といたしますが、委

員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、8号議案及び9号議案の審議につきましては、非公開といたします。事務局は録音を停止し、退室をお願いいたします。

〔録音停止〕

○吉富教育長

人事案件を提案し、承認していただきました。続けます。

〔第10号議案 令和3年度学校医の委嘱について〕

○吉富教育長

第10号議案、令和3年度学校医の委嘱について、教育政策課橋元課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第10号議案、令和3年度学校医の委嘱について説明します。

1 ページを御覧ください。

理由としましては、学校保健安全法第23条の規定に基づき、令和3年度に委嘱予定であった学校医の変更に伴い、新たに学校医を委嘱するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

大野小学校の内科医の先生の件でございます。先日、2月定例教育委員会の第2号議案で大野小学校の内科の学校医を石原修先生で委嘱する手続をさせていただいておりましたが、それ以降に医師会から改めて、石原修先生のご子息と伺っておりますが、石原潤先生を委嘱させていただきますと打診がございましたので、今回、石原潤先生にお名前を変える手続をさせていただくものでございます。委嘱期間としましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までで変更はございません。

説明は以上です。

○吉富教育長

お尋ねはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第10号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第10号議案は承認すべきものと決めます。

〔第11号議案 令和3年度大野城市教育振興基本計画について〕

○吉富教育長

第11号議案、令和3年度大野城市教育振興基本計画について、教育政策課橋元課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第11号議案、令和3年度大野城市教育振興基本計画について説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

理由といたしましては、大野城市教育施策大綱に掲げられる今後の教育施策の基本目標を具現化するため、令和3年度における取組や重点目標を定めるものです。

4ページをお願いいたします。

4ページに概要を載せております。また、別冊資料として今回策定いたしました教育振興基本計画と、付随する「新型コロナウイルス感染拡大状況での教育振興計画の取り組み」という、A4の横でホチキス止めをさせていただいている資料があると思いますので、そちらのほうを併せて御覧ください。

戻りまして、4ページを使って、本計画の目的や策定スケジュールを説明させていただきます。

1 番の目的についてでございますが、大野城市の教育振興基本計画というものは、総合教育会議を経て策定する「大野城市教育施策大綱」に即して各年度実施すべき事項を、教育基本法の第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興に係る基本的な計画ということで定めたものになっております。

続きまして、2番の策定スケジュールでございます。これにつきましては、令和2年11月より各関係課に対し、次年度行う事業についての提出依頼をし、その後12月、1月及び2月に、定例教育委員会や本庁内で内容を議論させていただき、最終的に3月に策定するという流れになっているところでございます。

続きまして、3番の今年度の策定についてのところで4項目挙げさせていただいております。

1番目から3番目までは毎年度行っているところですが、4番目については今年度初めて行ったことですので、この部分について少し説明させていただこうと思います。

令和2年度、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、それぞれの教育振興基本計画に設定している目標を達成できなかった場面が散見されました。令和3年度においても新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、教育振興基本計画の取組内容に影響が出るおそれがあるため、影響が出た場合の対応を記載した別紙資料を作成したことを記載させていただいております。令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大が残っていた場合、目標を修正して、改めてその修正した内容を達成すべきという方針になりましたので、先ほど説明をさせていただいたA4横の紙を付随させていただいております。

代表的なものを一つ説明させていただければと思いますが、記載ページの5の①、教育委員会委員活動事業を例にとってお話し致します。

今、教育振興計画の中に掲げている目標は学校訪問参加率100%とさせていただいておりますが、新型コロナウイルスが感染拡大した場合は学校訪問が難しくなる状況が十分考えられます。その場合にどのような取組をするのかということについて、右の新型コロナウイルス感染拡大状況での取組を書かせていただいております。学校訪問が実施できない場合、学校関係者のオンライン会議や写真・動画を使用した学校からの報告など、ほかの方法での実施を検討していくことを記載しております。

表の中央に、新型コロナウイルスの影響の有無の欄に○と×がつけてありますが、各指標で影響を受ける事業を○、影響を受けず実施できると考えている事業を×という形でまとめております。この内容に基づいて令和3年度の目標達成の評価をさせて

いただければということで考えております。説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。何か確認、お尋ねがありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第11号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第11号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

〔第12号議案 大野城市スポーツ推進委員に関する規則等の一部を改正する規則の制定について〕

〔第13号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について〕

〔第14号議案 乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第12号議案から第14号議案については関連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございます。

それでは、第12号議案、大野城市スポーツ推進委員に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、第13号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、第14号議案、乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について、スポーツ課長、説明をお願いいたします。

○神崎スポーツ課長

スポーツ課から上げさせていただきます議案について御説明いたします。

今、教育長が言われましたとおり、第12号議案から第14号議案は関連する案件でございますので、一括して行わせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

第12号議案は、大野城市スポーツ推進委員に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由は、公益財団法人大野城市体育協会の名称が、令和3年4月1日付で公益財団法人大野城市スポーツ協会に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

概要は今申しましたとおり、公益財団法人大野城市体育協会の名称が、令和3年4月1日付で公益財団法人大野城市スポーツ協会に変更されることに伴い、例規中の「公益財団法人大野城市体育協会」を「公益財団法人大野城市スポーツ協会」へ改めるものであります。

対象となる例規でございますが、第12号議案の第1条で、大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正、第2条で、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部改正、第3条で、大野城市立学校施設使用規則の一部改正を行うこととなっております。第13号議案では、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程、第14号議案で、乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱、以上でございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

次に、大野城市体育協会が大野城市スポーツ協会と名称変更に至る経緯を簡単に御説明いたします。

上部組織である福岡県スポーツ協会が、令和2年4月に福岡県体育協会から福岡県スポーツ協会に名称変更いたしております。それに先立ちまして、福岡県体育協会か

ら市町村の体育協会に対して名称変更を行う予定があるかとの照会がございました。これを受けまして、令和2年3月に開催された大野城市体育協会理事会におきまして、名称変更について検討が行われた結果、令和3年4月から大野城市スポーツ協会に名称を変更することを決議いたしております。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして質問はありませんか。

第12号議案、第13号議案、第14号議案ともに名称表現の変更でございました。よろしゅうございますか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、第12号議案から第14号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第12号議案、第13号議案、第14号議案は承認すべきものと決めます。

続けます。

[第15号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について]

○吉富教育長

第15号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ課神崎課長、お願いいたします。

○神崎スポーツ課長

引き続き、スポーツ課から御説明をいたします。

お手元の資料13ページをお願いいたします。

第15号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

提案理由は、大野城市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

1枚めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

今回、スポーツ推進委員を委嘱する方々の一覧表でございます。定員は20名以内となっております。表に掲げる20名の方に委嘱をいたします。委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。選出区分でございますが、第1号委員は公益財団法人大野城市体育協会から推薦された者、第2号委員はスポーツ少年団から推薦された者、第3号委員は各地区コミュニティ運営協議会から推薦された者、第4号委員は身体障害者福祉団体から推薦された者、第5号委員は小中学校の教諭を含む学識経験者等となっております。

先ほど任期は2年間と御説明いたしましたが、推進委員は再任されることとこととなっております。17名の推進委員は再任でございます。今回、新たに委嘱される3名の推進委員はいずれも第3号委員で、中央地区コミュニティ運営協議会推薦の松本良美氏、東地区コミュニティ運営協議会推薦の島津勇士氏、北地区コミュニティ運営協議会推薦の飛永時子氏でございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。お尋ねはありましようか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第15号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第15号議案は承認すべきものと決めます。進めます。

〔第16号議案 大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の一部を改正する規程の制定について〕

〔第17号議案 大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」支援人材バンク設置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第16号議案と第17号議案について、こちらも関連がありますので一括して関連課長に説明をお願いいたします。

○千葉教育振興課長

それでは、教育振興課から説明をさせていただきたいと思います。

第16号議案、大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の一部を改正する規程の制定について御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

本議案は、大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」の運用を見直すほか、公益財団法人大野城市体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行うものです。

16ページを御覧ください。

2番の趣旨ですが、まず1番目、令和3年4月1日に、大野城市体育協会がスポーツ協会に名称変更することに伴い、改正を行うものです。

次に、②としまして、寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」の名称を、実情に合わせて放課後総合学習「ランドセルクラブ」に変更し、支援人材バンクの運用についても見直しを行うため改正を行うものです。

3番、改正の概要ですが、第2条第1項第1号は、「体育協会」を「スポーツ協会」に改正するものです。第3条についても同様です。

第2条第1項第7号は、17ページの一番下の改正前の欄に記載しております第8号を削除いたしまして、ランドセルクラブへの協力について第7号中に盛り込むように改正をするものです。

施行期日は、令和3年4月1日からとしております。

次に、関連議案となります第17号議案、大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」支援人材バンク設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

本議案は、ランドセルクラブの試行期間の終了に伴い、事業の名称及び実施主体に関する規定を改めるほか、人材バンクリストの公表に関する規定を削除するものです。20ページを御覧ください。

3番の改正理由ですが、平成28年度から試行として開始しましたランドセルクラブが本格実施となったことに伴い、名称や内容の変更が生じたため改正するものです。

4番、改正の概要ですが、要綱の名称をはじめとしまして実情に合わせて記載のとおり所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和3年4月1日からとしております。

説明は以上になります。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第16号議案と第17号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第16号議案及び第17号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4番の教育長報告となりますが、今月は報告すべき事項はありません。続けます。

〔報 告〕

○吉富教育長

報告に入らせていただきます。

(1) 令和3年度入学式の開催方法について、教育指導室梶室長、説明をお願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、本日配付しております「大野城市教育委員会当日配付資料」と書かれた別冊の資料を御覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして、「入学式における新型コロナウイルス感染症対応」とタイトルのついております資料でございます。

令和3年度入学式は、基本的に令和2年度の卒業式に準じて執り行うこととしております。

まず、来賓につきましては、市長、副市長、教育長、教育委員の皆様をはじめとした外部からの1名及びPTA会長の1名の2名までとしております。

保護者は2名までとしておりますが、緊急事態宣言が再び発出されるようなことがあれば1名に制限をすることとしております。

国歌は静聴といたします。

新入生呼名は、新入生全員の氏名を呼名いたします。このことで、全体の時間が長くなった場合には、それは構わないと大規模校には伝えております。

教育委員の皆様には、教育委員会の告示を行っていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中学校5校では、新入生代表1名を選出し代表としての言葉を述べさせます。なお、式典終了後の学級活動につきましては学用品に関する説明等がございますので、例年ですと保護者が新入生と一緒に担任からの説明を聞くところがございますが、密を避けるため、保護者と新入生は分けて説明をすることとしております。具体的な実施の方法につきましては、学校の実情に合わせて工夫をすることとしております。

式典そのものの全体の時間は、およそ40分程度となるようにいたします。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。御来賓としての御出席をお願いしております。何か確認がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

国歌静聴、これは卒業式の際にありましたけど、卒業式では式次第の最後にある校歌は歌っていましたが、新入生は校歌を知らないですね。この表では校歌斉唱に○がされています、国通知に従うとなっていますが、国の通知はどのような内容なんですか。例えば、式場で校歌を知っている人は教職員しかいないから、テープを流すのか、そのことについて、ちょっとお尋ねします。

○吉富教育長

室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

まず、国通知に従うという、この国の通知の中身は、歌うときにはマスク等を着用しなさい、適切な距離を取りなさいという内容になっております。今、委員からの御指摘のとおり、入学式ですので新入生はほとんどの子が校歌を知らない状況でございますので、実際に歌うのは教職員が口ずさむことを想定しております。それから、歌につきましては子どもたちが歌ったものの録音等を各学校で用意して流すことを想定しております。

○高木委員

はい、分かりました。

○吉富教育長

よろしいですか。ほかにありましたらどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

また、後ほどありましたら、また、どうぞ随時お願いいたします。続けます。

(2) 公益財団法人大野城市体育協会の名称変更に伴う市例規の改正について、スポーツ課神崎課長、説明をお願いいたします。

○神崎スポーツ課長

当日配付資料の3枚目、4枚目を御覧ください。

大野城市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正についてでございます。

概要は、先ほど御説明しました第12号議案から第14号議案と同様なのですが、市の条例の一部改正でございますので、教育委員会の議案ではなく報告という形を取らせていただいております。

体育協会からスポーツ協会に名称変更されることに伴い、スポーツ推進審議会委員の委嘱対象者のうち「体育協会の代表者」を「スポーツ協会の代表者」と改めるものでございます。

改正の内容は、第3条第2号で「体育協会」とあるものを「スポーツ協会」と改めることと、附則といたしまして、任期満了までは委員はそのままとする経過措置を設けるものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日となっております。

現在、体育協会の代表者として審議会の委員を委嘱しておりますのは、関明廣会長と高尾スミ子理事のお二方でございます。

報告は以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

[その他]

○吉富教育長

- (1) 教育長の業務報告（2月～3月分）
- (2) 令和3年度入学式の御案内（教育政策課長）
- (3) 3月定例議会 一般質問の概要について（教育部長）
- (4) 教育委員会の主な行事・業務の予定（4月分）

午前10時50分 閉会